



住民の関心も高く、傍聴席は満席に（3月16日の平成19年第1回定例会）

議員報酬を改正する条例の 廃止を求める直接請求を否決

条例提案の経緯について

地方自治法の規定に基づき、平成十九年三月二日に「香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（改正条例）」の廃止を求める直接請求（※1）がありました。これは、昨年十二月の議会で可決された議会議員の報酬額を改正する内容の条例を廃止するよう求めたものです。市長は意見書で、

① 先の合併協議会の調整方針で、「議会議員の報酬額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する」となっており、合併前の暫定報酬等審議会において、在任特例後の額については、「新市が発足してから検討すべきである」となっていたこと。

② 合併後、三十八人の議員が在任特例満了後二十人となり、県内の類似

団体の報酬額と比較すると著しく低い額となっていたこと。

③ 昨年十一月に香美市特別職等報酬審議会を開催し、議会議員の報酬額を上げることについては、全員一致で賛成となり、改定後の額は、県内の九市を参考とし、その中でも人口の類似している香南市、土佐市および須崎市を参考に社会情勢や本市の財政状況も考え慎重な議論の末に決定され、その施行期日は今年四月一日との答申を受けた。これには、議員定数は、県下の他市と比べると多すぎるとの意見も多数あったことが付されていた。この答申を受け昨年十二月に条例案を提案し、議決されたこと。

④ 香美市の発展には一部の地域だけでなく市全域での活動が求められ、この広いエリアを十分に活動できる条件整備が必要

【参考とされた類似団体と香美市（条例改正後）の議会議員報酬額】

市名 (住基人口)	議長	副議長	常任 委員長	議員	議員 数	
香南市 (34,179人)	390,000円	350,000円	310,000円	290,000円	26	
土佐市 (30,168人)	410,000円	370,000円	355,000円	345,000円	20	
須崎市 (26,426人)	356,000円	304,000円	294,000円	285,000円	20	
香美市 (29,652人)	改正後	390,000円	330,000円	310,000円	285,000円	25
	改正前	303,000円	231,000円	215,000円	207,000円	

⑤ また、支出面では、在任特例時三十八人の報酬であり、将来にわたって若い有能な方にチャレンジしていただいで市政に新しい風を吹き込んでいただくためにも生活の基盤となる一定の収入が必要であること。

等の年間総額は約一億二千七百万円で、条例改正後二十五人のそれは約一億一千七百万円となり、年間約一千万円の削減額となること。

⑥ 今回の直接請求は、真摯に受け止めるが、以上のように慎重な審議を重ねた結果であり、条例を廃止する必要はない。以上の意見を述べ、条例案を提案しました。

三月十六日、議会は、市長の意見と条例制定請求代表者の意見を聞き、それらを踏まえて討論が行われ、採決の結果、議案は賛成少数で否決されました。

これにより、議会議員報酬は四月から改正されましたが、市長は、この直接請求を謙虚に受け止め、市民に対する情報の公開や、市政に対して多くの市民参加が得られるような取り組みを検討することとしています。

以下、その経過についてお知らせします。

【直接請求と条例提案の経過】

平成18年12月19日	平成18年第4回香美市議会定例会において、「香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」が可決されました。
平成19年1月23日	請求代表者から市長に条例改廃請求代表者証明書の交付申請がありました。
平成19年1月24日	市長は、請求代表者に条例改廃請求代表者証明を交付し、その旨告示しました。
平成19年2月7日	請求代表者から香美市選挙管理委員会に署名簿が提出されました。
平成19年2月21日	香美市選挙管理委員会は、審査終了時における有効署名の総数等を告示しました。 署名、押印したものの総数 1,867人 有効署名の総数 1,721人 無効署名の総数 146人
平成19年2月22日 平成19年2月28日	香美市選挙管理委員会は、署名簿を左記期間中縦覧に供しました。
平成19年3月1日	香美市選挙管理委員会は、縦覧期間中に異議申立てがなかったため、有効署名総数を1,721人とし、署名簿を請求代表者に返付しました。
平成19年3月2日	請求代表者から市長に、署名簿を添えて条例の改廃請求（※2）がありました。市長はこれを受理し、請求代表者の住所、氏名および請求の要旨を告示しました。
平成19年3月7日	市長は、平成19年第1回香美市議会定例会において、「議案第48号 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を廃止する条例」に意見書を付し、提案しました。 市議会議長は、請求代表者が3月16日開催の市議会本会議において意見陳述をすることを議決し、告示をしました。
平成19年3月16日	市長から提案理由の説明の後、続いて請求代表者から意見陳述があり、討論の後、議会は、同議案について否決しました。 市長は、議会で否決されたことの旨を告示しました。

※1 直接請求制度とは、住民が、条例の制定・改廃、事務の監査、議会の解散、議員・市長等の解職を請求することができる制度で、条例の制定・改廃の請求の場合は、有権者の総数の50分の1以上の連署をもって、その代表者から市長へ請求することができます。

※2 条例の改廃請求に際し付されていた請求代表者の請求の要旨（全文）

財政基盤の弱い本市は、税の負担増で市民生活は大変です。市長自らも一般財源の減少が心配されている折から、昨年12月の第4回定例議会で引き上げを可決した市議会議員に対する報酬額を、今回は遠慮され引き上げ前の報酬額にするよう求めるものです。